

受理官庁 US	米国特許商標庁 (USPTO)	附属書 C US
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	米 国	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
配列表における言語依存フリーテキストのために認められる言語	上述した言語と同じ <sup>1</sup>	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ <sup>2, 3, 4</sup>	認める	
受理官庁は変換前の書類の提出を認めるか、認める場合にはいずれの形式か（PCT実施細則第706号）？	認めない	
受理官庁は引用による補充を認めるか（PCT規則20.6）？	認める	
受理官庁は非公式ベースでカラー図面の提出を認め、それを国際事務局に送付するか？	受理官庁としての米国特許商標庁は、非公式ベースでカラー図面を認める。ただし技術的な理由によって、これらのカラー図面は国際事務局に送付されず、また送付されていた場合であっても、国際事務局はこれを利用することができない。現在、米国特許商標庁のチームが、将来的な書類の送付に関して国際事務局と作業を進めている。	

[次頁に続く]

- この官庁は明細書の配列表部分の言語依存フリーテキストについて、PCT規則12.1(d)に基づき複数の言語で提出されることを認めない。
- 国際出願が電子出願によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 国際出願に明細書と別個の部分として配列表が含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちWIPO標準ST.26XMLフォーマットに準拠したものを提出すべきである。このフォーマットで配列表を提出すれば追加手数料は不要である。国際出願を紙形式で提出する場合、明細書の配列表部分はWIPO標準ST.26XMLフォーマットに準拠した物理的媒体で提出すべきである。
- USPTOは、国内法令及び技術システムに従う電子形式での国際出願を認めている（PCT実施細則第703号(d)及び第703号(f)(ii)参照）。詳細は <https://www.uspto.gov/patents/apply> を参照されたい。電子形式による国際出願のテクニカルサポートは、特許電子業務センター（EBC）、(1-866) 217 91 97 で受けられる。なお、適用される国内法令及び技術システムについて規定する要件は、PCT実施細則第703号(b)(ii)から(iv)までの要件と異なる（PCT公報 No. 18/2002, 8974頁参照）。ただし出願人は、ePCT又はPCT-SAFE（2022年7月1日以降、国際事務局はPCT-SAFEソフトウェアの更新、配信、サポート業務を行っていないので推奨されない）を使用して有効化された願書様式を含む.zipファイルを作成し、EFS-Web又はPatent Center経由で.zipファイルを電子的に提出することができる。詳細は次を参照されたい。  
<https://www.federalregister.gov/documents/2020/09/30/2020-18743/facilitating-the-use-of-the-world-intellectual-property-organizations-epct-system-to-prepare>

U S	米国特許商標庁 (USPTO) (続き)	U S
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁，韓国知的財産庁，シンガポール知的財産庁，米国特許商標庁，オーストラリア特許庁 <sup>5</sup> ，イスラエル特許庁 <sup>6</sup> ，日本国特許庁 (JPO) <sup>7</sup> ，フィリピン知的財産庁 <sup>8</sup>	
管轄国際予備審査機関	韓国知的財産庁，米国特許商標庁，オーストラリア特許庁 <sup>9</sup> ，欧州特許庁 <sup>9</sup> ，イスラエル特許庁 <sup>9</sup> ，日本国特許庁 (JPO) <sup>9</sup> ，フィリピン知的財産庁 <sup>9</sup> 又はシンガポール知的財産庁 <sup>9</sup>	

[次頁に続く]

5 この官庁を国際調査機関として利用する場合には、各年の四半期につき250件の制限がある。詳細は次を参照されたい。<https://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/og/2014/week52/TOC.htm#ref20>

6 この国際調査機関は対象となる会計四半期にUSPTOから100件を超える国際出願を受領しない場合に限り管轄する。詳細は <http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/mod-ilpo-isa-ipea.pdf> を参照されたい。

7 この国際調査機関は、2023年7月1日から2028年6月30日までの5年間にUSPTOから受領した国際出願が10,000件以下であり、各年の四半期につき500件以下である場合に限り管轄する。

8 この国際調査機関は対象となる会計四半期にUSPTOから75件を超える国際出願を受領しない場合に限り管轄する。

9 この国際調査機関は、国際調査をその官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

U S	米国特許商標庁 (USPTO) (続き)		U S	
受理官庁に支払うべき手数料 <sup>10, 11, 12, 13</sup>	通貨：米国・ドル (USD)			
送付手数料			小企業	極小企業
	USD	285	114	57
更に庁内電子出願システム (EFS)				
以外による国際出願に適用される	USD	400	200	200
非電子出願手数料：				
国際出願手数料 <sup>14</sup>	USD	1,603		
30枚を超える1枚ごとの手数料	USD	18		
減額 (手数料表第4項に基づく)：				
電子出願 (ePCT又はPCT-EASY.zip				
ファイルを伴わないEFS-Web又は	USD	121		
Patent Center)				
電子出願 (ePCT又はPCT-EASY.zip				
ファイルを伴わないEFS-Web又は	USD	241		
Patent Center)				
調査手数料	附属書D (AU), (EP), (IL), (JP), (KR), (PH), (SG) 又は (US) 参照			
優先権書類の手数料				
(PCT規則17.1(b))	USD	0		
優先権回復請求手数料			小企業	極小企業
(PCT規則26の2.3(d))	USD	2,260	904	452
受理官庁は代理人を要求するか？	不 要			

[次頁に続く]

10 この手数料は定期的に改訂される。適用される額については受理官庁に問い合わせるか、又は現行のUSPTO手数料表 <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/fees-and-payment/uspto-fee-schedule> を参照。

11 小企業の詳細については次のウェブサイトを参照。  
<https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s509.html#d0e30961>

12 極小企業の詳細については次のウェブサイトを参照。  
[https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s509.html#ch500\\_d1ff69\\_210b3\\_1ca](https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s509.html#ch500_d1ff69_210b3_1ca)

13 総合特許規則については次のウェブサイトを参照。  
[https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated\\_rules.pdf](https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_rules.pdf)

14 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。

U S

米国特許商標庁  
(USPTO) (続き)

U S

---

誰が代理人として行為できるか？ 受理官庁に対して手続を行うことが登録されている弁理士及び特許代理人。登録弁理士及び特許代理人のリストは、インターネット <https://oedci.uspto.gov/OEDCI/> から入手できる。

---

## 委任状の提出要件の放棄

受理官庁は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？ 放棄している<sup>14</sup>

別個の委任状が要求される特別の状況 代理人と称する者が出願人を代理して行為をする権能を有しているか明らかでない時、及びPCT規則92の2に基づく一定の変更があった時

受理官庁は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？ 放棄している<sup>14</sup>

包括委任状の写しが要求される特別の状況 代理人と称する者が出願人を代理して行為をする権能を有しているか明らかでない時、及びPCT規則92の2に基づく一定の変更があった時

---

<sup>14</sup> 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。